

障害のある人への手当制度

障害福祉課 ☎(582)1168 FAX(581)0203

重度または中度の障害のある人に対して手当制度があります。手当の認定にあたっては、障害の内容や状態、所得状況などについて審査があり、支給は申請された月の翌月分からです。詳しくは、上記へお問い合わせください。

手当の種類	対象者	支給月額 (令和7年4月からの改定額)	支給月
特別障害者手当	20歳以上の在宅で重度障害(おおむね身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1の障害が重複している人など)があり、常時特別の介護を要する状態の人	29,590円	5月、8月、 11月、2月
障害児福祉手当	20歳未満の在宅で重度障害(おおむね身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1など)があり、日常生活が著しく制限され介護を要する児童	16,100円	
特別児童扶養手当	20歳未満のおおむね中度以上の障害のある児童を養育している人	(1級)56,800円 (2級)37,830円 ※1級…重度障害児、 2級…中度障害児	4月、8月、 12月

令和7年度 各種助成券交付

障害福祉課 ☎(582)1168 FAX(581)0203

心身に障害のある人の社会参加などの支援のため助成券を交付します。助成券は市指定の事業所での利用に限り、利用期間は申請月～令和8年3月です。令和6年度中に助成を受けた人は、令和7年度分の各種助成券をまとめて郵送しますので、同封の申請書類に必要事項を記入のうえ、返送してください。返送がない場合、次年度以降は郵送しません。



ホームページ

①福祉タクシー運賃助成券・自家用自動車燃料費助成券

助成券 500円券×2枚/月(4月に申請した人には合計25枚を交付します)
 身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級の人
 (自家用自動車燃料費助成券の場合は、自動車税の減免を受けていること)
 他助成券はいずれかの交付となり、年度途中での変更はできません。

②紙おむつ費用助成券

助成券 2,000円券×2枚/月
 3～64歳の身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aの交付を受け、在宅で紙おむつを常時使用している人
 (ほかの紙おむつ給付制度を受けている人は除く)

①②いずれも

持各種障害者手帳

申4月1日(火)から申請書を上記へ提出。申請書は上記窓口に設置。または市ホームページからダウンロード可。

令和6年度住民税非課税世帯 物価高騰対策支援給付金

令和6年11月に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」により、物価高騰に伴う負担増がある令和6年度住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円の給付金を支給します。また、支給対象世帯の世帯員である18歳以下の子ども1人当たり2万円を支給します。

支給額 3万円/世帯(18歳以下の子ども※1人当たり2万円を加算)

※平成18年4月2日～令和7年5月31日に生まれた子ども

対令和6年12月13日時点で守山市に住民登録があり、令和6年度の住民税が非課税の世帯

※住民税が課税されている人の扶養親族などのみからなる世帯、租税条約による住民税の免除を受けている人がいる世帯は対象外

※対象者には、3月初旬から案内を送付しています。

申5月31日(土) (郵送の場合は消印有効)までに郵送または直接、左記へ申請。

他最新の情報および制度の詳細は、市ホームページをご確認ください。



ホームページ

問524-8585 吉岡 二丁目5-22

生活支援相談課

☎(516)4090(給付金専用)

FAX(582)1138